

稲沢市監査公告第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づき監査を実施したので、同条第4項の規定により別紙のとおり公表する。

平成26年11月7日

稲沢市監査委員	小	島	通
同	苗	村	眞
同	服	部	猛

## 住民監査請求の結果

### 第1 請求の受付

#### 1 請求人

稲沢市 XXXXXXXXXX

#### 2 請求の受理

請求人から地方自治法（以下「法」という。）第242条第1項の規定に基づき提出された本件請求は、法定要件を具備しているものと認め、平成26年9月25日に、同年9月11日付けでこれを受理することと決定した。

#### 3 請求の内容

請求人から提出された職員措置請求書によると、主張事実の要旨は、次のとおりである。（以下序数詞を除き、原文のまま。）

##### （1）請求の要旨

稲沢市が愛知県尾張農林水産事務所に愛知県規則等に反し支払った下記の①～④の合計額134,373,825円を、大野紀明市長は、民法第703条の規定に従い、愛知県尾張農林水産事務所に対し、稲沢市へ返還をするよう請求することを求める。

① 愛知県議会の議決がないのに支払った国営造成施設管理体制整備事業費負担金総額13,223,446円（平成16年度～平成21年度）。

② 農村総合環境基盤整備事業分担金徴収条例施行規則の規定額を超えて支払った水環境整備事業負担金過負担総額、35,225,150円（平成16年度～平成21年度）。

経営体育成基盤整備事業負担金過負担総額、2,911,017

円（平成 20 年度～平成 22 年度）。

農業水利施設保全対策事業負担金過負担総額、  
27,156,195 円（平成 19 年度～平成 25 年度）。

用排水施設整備事業負担金過負担総額 19,774,820 円  
（平成 16 年度～平成 25 年度）。

農村活性化住環境整備事業費負担金過負担額  
4,594,671 円（平成 23 年度）。

③ 実際と異なる事業費で負担をさせられた農村活性化  
住環境整備事業費負担金過負担総額 30,461,606 円、  
（平成 18 年度～平成 22 年度）。

④ 行われていない架空の事業費で負担させられた県営  
土地改良事業、農村活性化住環境整備事業の平成 20 年  
度の負担額 1,026,900 円。

## （2）請求の理由

愛知県は、県が行う農村総合環境基盤整備事業に分担金  
については、「愛知県県営農村総合環境基盤整備事業分担  
金徴収条例」で定め、分担金の額については、同条例第 3  
条で、「……国から交付を受けるべき補助金の額を差し  
引いて得た額に百分の五十を乗じて得た額の範囲内にお  
いて規則で定める」と規定している。

そして、「愛知県県営農村総合環境整備事業分担金徴収  
条例施行規則」第 2 条第 1 項で「……分担金の総額は、  
年度ごとに、その年度におけるその農村生活環境基盤整備  
事業に要する事業費のうち国から交付を受けるべき補助  
金の額を差し引いて得た額に百分の四十を乗じて得た額  
（地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）第 27 条第 1 項の  
規定により当該農村生活環境基盤整備事業に要する事業  
費の一部を市町村に負担させる場合には、同項の規定によ  
り当該市町村に負担させる額をこの額から差し引いて得

た額)とする。」と規定している。

なお、国の補助額は、土地改良法施行令第78条第1項第3号により事業費の百分の五十と定められている。

また、地方財政法では、都道府県の行う建設事業に対する市町村の負担を求める場合には、第27条第2項において「……経費について市町村が負担すべき金額は、当該市町村の意見を聞き、当該都道府県の議会の議決を経て、これを定めなければならない。」と規定している。

そうすると、県が行う農村総合環境基盤整備事業の分担金は、事業費の20%であり、分担金の一部を市町村に負担させるには、①事業費総額の20%以内で市町村に負担させる額を定め、そして、②市町村の意見を聞き、③愛知県議会の議決を得なければならない。

しかし、上記の規定に反し、稲沢市に負担させた事業及び負担額は以下のとおりである。

ア 愛知県議会の議決がないにもかかわらず負担させられた事業

①平成16年度、平成17年度、平成18年度、平成19年度、平成20年度、平成21年度の国営造成施設管理体制整備事業で、平成16年度、2,373,434円、平成17年度、3,393,479円、平成18年度、2,884,299円、平成19年度、2,125,607円、平成20年度、1,487,966円、平成21年度、958,681円、総額13,223,466円を地方財政法第27条第2項の規定に基づく県議会の議決を得ず、稲沢市に負担させている。

イ 県営農村総合環境基盤整備事業分担金徴収条例施行規則の分担額(事業費の20%)を超えて負担させられた事業。

①農村総合環境基盤整備事業、水環境整備事業費の負担額、平成16年度、3,561,726円、平成17年度、37,473,647円、平成18年度、45,570,000円、平成19年度、26,250,000円、平成22年度、2,474,850円、平成23年度、2,749,950円、平成24年度53,881,612円、平成25年度、4,163,963円は、いずれも事業費の25%を負担させられており、平成16年度、712,345円、平成17年度、7,494,729円、平成18年度、9,114,000円、平成19年度、5,250,000円、平成22年度、494,970円、平成23年度、549,990円、平成24年度、10,776,322円、平成25年度、832,793円、総額35,225,150円を過負担させられている。

②農村総合環境基盤整備事業、経営体育成基盤整備事業費の負担額、平成20年度、3,325,000円、平成21年度、5,934,167円、平成22年度、16,939,987円は、いずれも事業費の22.5%を負担させられており、平成20年度、369,444円、平成21年度、659,352円、平成22年度、1,882,221円、総額2,911,017円を過負担させられている。

③農村総合環境基盤整備事業、農業水利施設保全対策事業費の負担額、平成19年度、269,746円、平成20年度、10,240,656円、平成21年度、4,478,053円、平成22年度、1,658,475円、平成23年度、1,384,687円、平成24年度、52,749,636円、平成25年度、64,999,724円は、いずれも事業費の25%を負担させられており、平成19年度、53,949円、平成20年度、2,048,131円、平成21年度895,611円、平成22年度、331,695円、平成23年度、276,937円、平成24年度、10,549,927円、平成25年度、12,999,945円、総額27,156,195円を過負担させ

られている。

④農村総合環境基盤整備事業、農村活性化住環境整備事業費の平成 23 年度の負担額、22,973,354 円は、いずれも事業費の 25%を負担させられており、4,594,671 円を過負担させられている。

⑤農村総合環境基盤整備事業、用排水施設整備事業費の負担額、平成 16 年度、10,927,980 円、平成 17 年度、9,922,500 円、平成 18 年度、11,025,000 円、平成 19 年度、2,646,000 円、平成 20 年度、5,512,500 円、平成 21 年度、15,424,920 円、平成 22 年度、13,292,952 円、平成 23 年度、20,329,563 円、平成 24 年度、5,249,955 円、平成 25 年度、1,994,892 円は、いずれも事業費の 25%を負担させられており、平成 16 年度、2,185,596 円、平成 17 年度、1,984,500 円、平成 18 年度、2,205,000 円、平成 19 年度、529,200 円、平成 20 年度、1,102,500 円、平成 21 年度、3,095,064 円、平成 22 年度 2,658,638 円、平成 23 年度、4,565,200 円、平成 24 年度、1,050,036 円、平成 25 年度、399,086 円、総額 19,774,820 円を過負担させられている。

ウ 実際の事業費と異なる事業費で負担をさせられた事業

(ア) 事業名：農村活性化住環境整備事業(目比地区)

①平成 18 年度事業

事業内容：測量設計業務

施工者及び工事費：若鈴コンサルタント(契約金額  
26,773,950 円)

工事総額：26,773,950 円

事務費：1,338,698 円(事業額の 5%)

事業額：28,112,648 円

県規則負担額：5,622,530円

県議会議決額：5,642,175円

稲沢市支出額：5,642,175円

稲沢市過負担額：19,646円

## ②平成19年度事業

事業内容：集落排水整備事業、水道、電柱、ガス管  
移設事業

施工者及び工事額：稲沢建設(契約金額70,884,450  
円)

稲沢市(契約金額15,388,116円)

中部電力(移設費3,649,800円)

N T T(移設費665,300円)

東邦ガス(移設費6,076,908円)

工事総額：96,664,574円

事務費：4,833,229円(事業費の5%)

事業額：101,497,803円

県規則負担額：20,299,561円

減免額：2,078,402円(中電、N T T、ガス管移転費  
の20%)

減免後の負担額：18,221,159円

県議会議決額：22,260,000円

稲沢市支出額：22,260,000円

稲沢市過負担額：4,038,841円

## ③平成20年度事業

事業内容：農村集落排水整備事業、農村集落道整備  
事業、測量設計業務移転補償、水道管、  
電柱、電信柱、ガス管移設事業

施工者及び工事額：永昇建設(契約金額84,345,450

円)

山田建設(契約金額 28,023,450  
円)

若鈴コンサルタント(契約金額  
872,550 円)

移転補償費(補償額 5,262,653  
円)

稲沢市上下水道部(契約金額  
9,899,715 円)

中部電力(移設費 2,252,025 円)

N T T (移設費 160,600 円)

東邦ガス(移設費 5,212,394 円)

工事費総額 : 135,028,837 円

事務費 : 6,751,442 円

事業費総額 : 141,780,279 円

県規則負担額 : 28,356,056 円(事業費の 20%)

減免額 : 1,525,004 円(中電、N T T、ガス管移設費  
の 20%)

減免後の負担 : 26,831,052 円

県議会議決額 : 36,193,500 円

稲沢市支出額 : 36,193,500 円

稲沢市過負担額 : 9,362,448 円

#### ④平成 21 年度事業

事業内容 : 農村集落排水整備事業、農村集落道整備  
事業、家屋調査業務移転補償、水道管、  
ガス管移設事業

施工者及び工事額 : 山田建設(契約金額 13,780,200  
円)

水谷組(契約金額 32,630,850 円)



旭建設(契約金額 24,529,050 円)

三愛設計(契約金額 261,450 円)

移転補償費(補償額 525,275 円)

稲沢市上下水道部(契約金額  
16,082,115 円)

東邦ガス(移転費 5,345,766 円)

工事費総額 : 93,154,706 円

事務費 : 4,657,735 円

事業費総額 : 97,812,441 円

県規則負担額 : 19,562,488 円

減免額 : 1,069,153 円

減免後の負担額 : 18,493,335 円

県議会議決額 : 26,275,250 円

稲沢市支出額 : 34,162,097 円

稲沢市過負担額 : 15,668,762 円

#### ⑤平成 22 年度事業

事業内容 : 防災安全施設整備事業、農村集落道整備  
事業、公園設計事業、電柱、架設物移設  
事業

施工者及び工事額 : 宮崎建設(契約金額 9,298,800  
円)

丸金土建(契約金額 21,241,250  
円)

若鈴コンサルタント(契約金額  
2,096,850 円)

中電(移設費 549,925 円)

C A T V(移設費 73,655 円)

工事費総額 : 33,256,730 円

事業費総額 : 33,256,730 円

県規則負担額：6,651,346円  
 減免額：123,916円  
 減免後の負担額：6,859,997円  
 県議会議決額：8,081,313円  
 稲沢市支出額：7,899,339円  
 稲沢市過負担額：1,371,909円

(イ) 事業名：県営土地改良事業、農村活性化住環境整備事業

事業年度：平成20年度  
 事業内容：事業発注なし  
 施工者及び工事額：なし  
 県議会議決額：1,026,900円  
 稲沢市支出額：1,026,900円  
 稲沢市過負担額：1,026,900円

4 提出書類

本件職員措置請求書の提出に併せて、次のとおり事実を証する書面が提出されたが、添付を省略する。

別紙事実証明書		
番号	内容	作成者
1	愛知県県営農村生活環境基盤整備事業 分担金徴収条例	愛知県
2	愛知県県営農村生活環境基盤整備事業 分担金徴収条例施行規則	愛知県
3	県営農村総合環境整備事業県議会議決 一覧表	請求人
4	農村生活環境基盤整備事業、県営土地 改良事業負担金過払額一覧表	請求人
5	農村活性化住環境整備事業目比地区 事業費契約一覧表	請求人

## 第2 監査の実施

### 1 監査委員の交代

本件監査の途中において、魚住明監査委員が平成26年9月30日に退職し、後任として服部猛監査委員が10月1日に選任され、監査を実施した。

### 2 監査対象部課

経済環境部農務課

### 3 請求人に対する証拠の提出及び陳述の機会の付与

請求人に対し、平成26年10月9日に法第242条第6項の規定による証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

### 4 監査対象部課からの事情聴取

本件請求に関する関係書類の提出を求め、関係職員からの事情聴取を次のとおり行った。

年月日	関係職員
平成26年9月25日	農務課統括主幹、農務課主幹
平成26年10月9日	経済環境部長、農務課長、 農務課統括主幹、農務課主幹

### 5 監査の対象

監査請求の内容及び陳述を総合的に判断して、本件請求は、愛知県（以下「県」という。）が行う農村総合環境整備事業（請求人は農村総合環境基盤整備事業としているが、正しくは農村総合環境整備事業という。）等に対して稲沢市（以下「市」という。）が支出した負担金が、違法又は不当に支出されたか否かを監査対象とした。

なお、法第242条第2項の規定において、住民監査請求

は、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これを行うことができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでないとされている。

正当な理由の有無は、特段の事情のない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査したときに客観的にみて当該行為を知ることができたかどうか、また、当該行為を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものといわなければならない（最高裁昭和62年（行ツ）第76号同63年4月22日第二小法廷判決）とされている。

しかしながら、本件請求のうち平成25年度の負担金に係るもの以外は、いずれもそれぞれの支出から既に1年を経過しており、支出手続も公然とされ、情報公開請求等によれば、支出の時点で監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解されることから、法第242条第2項ただし書に規定する期間の徒過についての正当な理由があるとは認められない。

以上のことから、平成25年度に市が負担金として支出した、県営農村総合環境整備事業・水環境整備事業負担金、県営農村総合環境整備事業・農業水利施設保全対策事業負担金及び県営土地改良事業・用排水施設整備事業負担金を監査対象とした。

### 第3 監査の結果

#### 1 事実の確認

##### (1) 県営農村総合環境整備事業及び県営土地改良事業の負担金の支出について

市では、多くの排水機場や幹線水路等の建設及び改修を県営事業で行っており、事業主体である県は工事の発注、施工管理、完了検査を行い、費用についても県から

それぞれの業者に支払われており、この費用について県は、国からの補助金を差し引いた額を、県と関係する市町村からの負担金で補っている。

県は各事業に関係する市町村に対して、前年度の1月下旬に事業費の一部を負担することの意見を文書で求めており、各市町村の意見として文書で承諾する旨の回答を行っている。

この回答により、県は市町村の負担額を2月議会に上程し議決を得て、当該年度の4月以降に議決された額により事業を行う。事業費に変更が生じた場合には、再度負担金に変更になる旨の意見を求め、県議会の議決を得て、3月に負担金変更決定通知を行い、その通知に従い市町村が負担金を支払うことにより事業が完了する。

## (2) 各事業に係る負担金の根拠法令について

県営農村総合環境整備事業・水環境整備事業負担金及び県営農村総合環境整備事業・農業水利施設保全対策事業負担金については、地方財政法第27条第1項の規定に基づき、県が徴収を行っている。

また、県営土地改良事業・用排水施設整備事業負担金については、土地改良法第91条第6項前段の規定に基づき、県が同様に徴収を行っている。

いずれも、都道府県は当該事業によって利益を受ける市町村に対し、その市町村の受ける利益を限度として、その事業に要する費用の一部を負担させることができるとされているところである。

なお、地方財政法第27条第2項及び土地改良法第91条第6項後段の規定では、市町村が負担すべき金額は、当該市町村の意見を聴き、当該都道府県の議会の議決を経て、これを定めなければならないとされている。

(3) 各事業に係る県議会の議決額、負担金県請求額及び市支出額について

① 県営農村総合環境整備事業・水環境整備事業負担金

議決額 4,164,038 円

請求額 4,163,963 円

支出額 4,163,963 円

② 県営農村総合環境整備事業・農業水利施設保全対策事業負担金

議決額 65,000,000 円

請求額 64,999,724 円

支出額 64,999,724 円

③ 県営土地改良事業・用排水施設整備事業負担金

議決額 1,995,000 円

請求額 1,994,892 円

支出額 1,994,892 円

## 2 判断

請求人は県営農村総合環境整備事業及び県営土地改良事業の負担金について、愛知県県営農村生活環境基盤整備事業分担金徴収条例（請求人は愛知県県営農村総合環境基盤整備事業分担金徴収条例としているが、正しくは愛知県県営農村生活環境基盤整備事業分担金徴収条例という。）及び同条例施行規則の規定に基づく分担金と主張するが、第3-1-(2)で示したとおり、根拠法令がそれとは異なり、地方財政法及び土地改良法に基づくものである。

また、負担割合については、第3-1-(1)で示したとおり、県は各事業に対する市負担金の同意を求め、市の承諾により県議会の議決を得て負担金の額を決定している。

さらに、第3-1-(3)で示したとおり、市にあって

は、県営農村総合環境整備事業・水環境整備事業負担金、県営農村総合環境整備事業・農業水利施設保全対策事業負担金及び県営土地改良事業・用排水施設整備事業負担金に対して県議会で議決された金額以上の過払いは発生していない。

### 3 結論

以上のことから、請求人の主張には理由がないので本件請求を棄却する。

### 4 補足

監査結果については上記のとおりであるが、請求人が主張する県議会の議決がないのに支払ったとする国営造成施設管理体制整備事業費負担金についての監査結果を付記しておく。

この事業は、国営造成施設の管理の適正化のため、県が事業主体となり、管理体制に係る実施計画の作成や、土地改良区が行う管理体制の整備等の支援（助成）を実施したものであり、土地改良法に定める県営土地改良事業や、地方財政法に定める県の行う建設事業のいずれにも該当しない。

このため、本事業に要する経費に対しては、土地改良法、若しくは地方財政法に基づいて市町村に負担させるものでないことから、両法に定められた負担金額に係る県議会の議決がないことは当然である。

なお、本事業に係る国及び県の負担金額を除いた市町村負担分の経費に関しては、県と各市町間で協定書を締結しており、本協定の中で「各年度における各市町が負担する額については、流域の市町等で組織する濃尾用水地区用排水対策協議会において、決定された割合により算定する」

としており、本協定に基づき所要経費が関係市町から県に支払われているところである。